

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和5年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付等に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務(2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(3) 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務(4) 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務(5) 高確法第92条の一時差止めに関する事務(6) 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務(7) 高確法第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務(8) 高確法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル、後期高齢者宛名情報ファイル、後期高齢特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第59項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第80項及び第83項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号)第1条及び第43条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2第82項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2340

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する当の対策を講じている。	事後	セキュリティ強靱化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	I-2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル	後期高齢者医療関連情報ファイル、後期高齢者宛名情報ファイル、後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	基幹系システム更新
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保険者に係る申請等の受理、その申請等に対する 応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 高確法第92条の一時差止めに関する事務 (6) 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保険者に係る申請等の受理、その申請等に対する 応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 高確法第92条の一時差止めに関する事務 (6) 高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 (7) 高確法第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務 (8) 高確法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	事後	
令和1年6月24日	II-1. 対象人数いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策 いつ時点の計数か	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	